



# 佐賀県公報

平成16年  
6月7日  
(月曜日)  
第 12464号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 生活保護法に基づく施術機関の指定
- 道路の供用開始

### 公 告 示

○佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札

(生活衛生課) 二

### ○ 告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、  
次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十六年六月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百二十号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同  
法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定し  
た。

平成十六年六月七日

佐賀県知事 古川 康

中 山 医 院	松 浦 歯 科 医 院	唐津市米屋町一六三九番地	平成一六・四・一
地 口	多 久 市 東 多 久 町 大 字 別 府 五 四 一	平成一六・三・一	
三 養 基 郡 上 峰 町 大 字 坊 所 八 六 ○ 番	そ が デ ナ タ ル ク リ ニ ツ ク	平成一六・四・一	
武 雄 市 武 雄 町 大 字 武 雄 四 九 八 二 番	(四 二 一 ・ 地 域 福 祉 課) 一	平成一六・三・一	
伊 万 里 市 山 代 町 峰 六 五 二 二 番 地 四	(四 二 一 ・ " ) 一	平成一六・四・一	
武 雄 レ デ イ ス ク リ ニ ツ ク	(四 二 一 ・ " ) 二	平成一六・三・一	
西 田 病 院	(四 二 三 ・ 道 路 課) 二	平成一六・四・一	
皮 ふ 科 駒 井 あ や こ ク リ ニ ツ ク	(生 活 衛 生 課) 二	平成一六・三・一	
鳥 栖 市 蔵 上 四 丁 目 一 九 二 番 地			

西 田 大 塚 医 院	金 武 外 科 肛 門 科	久 原 ク リ ニ ツ ク	矢 ケ 部 医 院	北 島 医 院	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
佐賀市西田代一丁目六番三三号	佐賀市水ヶ江一丁目一番七号	佐賀市木原三丁目二番七号	佐賀市巨勢町大字高尾一三九番地	佐賀市水ヶ江一丁目二番五六号	佐賀県知事 古川 康	平成一六・四・一	平成一六・二・二四

久 原 ク リ ニ ツ ク	矢 ケ 部 医 院	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐賀市西田代一丁目六番三三号	佐賀市水ヶ江一丁目一番七号	佐賀県知事 古川 康	平成一六・四・一	平成一六・四・一
"	"	"	佐賀県知事 古川 康	平成一六・四・一

医療法人金武外科肛門科

佐賀市城内二丁目二番五六号

平成十六年六月七日

佐賀クリニック

佐賀市中央本町二番二一号

佐賀県知事 古川 康

皮ふ  
駒井あやこクリニック

鳥栖市藏上四丁目一九二番地

施術機関名 所在地 指定年月日

せとじまクリニック

鳥栖市真木町一九七四番地四

綾部接骨院 地 神埼郡神埼町大字本堀三一九四番 平成一六・四・一

西田病院

伊万里市山代町楠久八九〇番地二

平成一六・四・一

医療法人  
武雄レディースクリニック

武雄市武雄町大字武雄四九八二番地五

平成一六・四・一

池田歯科医院

佐賀市新栄西一丁目二番四五号

平成一六・四・一

まつうら歯科クリニック

唐津市町田一八〇九番地

平成一六・四・一

ホワイトデンタルクリニック

多久市東多久町大字別府三二四五番地五

平成一六・四・一

医療法人  
そがデンタルクリニック

多久市東多久町大字別府五四一一番地一

平成一六・三・一

宇都宮歯科医院

三養基郡中原町大字原古賀三九九番地一

平成一六・三・一

神代薬局木原店

佐賀市木原三丁目二番一五号

平成一六・四・一

チヨダ薬局

唐津市栄町二五六九番地一三

平成一六・三・一

ヤリタ薬局

鳥栖市鎗田町二八二番地一

平成一六・三・一

鳴石薬局

伊万里市山代町楠久九二六番地四

平成一六・四・一

## ●佐賀県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

## ●佐賀県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年六月七日から平成十六年七月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月七日

佐賀県知事 古川 康

県道	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
武雄伊万里線	武雄市武雄町大字富岡字向九九一七番二地先から 二地先まで	平成一六・六・七	平成一六・六・七

## ○公 告

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成16年6月7日

佐賀県知事 古川 康

1 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量 (実測)	所在地及び名称	参考価格 (万円)	入札の日時
1	田	4,240.55 m <sup>2</sup>	佐賀郡大和町大字久留間字今山3135番2外7筆 動物ふれあい事業跡地	1,070	平成16年7月26日(月) 受付: 9:30~9:50 入札: 10:00~

## 2 入札会場

県庁新行政棟74号会議室(7階)

(3)に定める入札参加申込期限までに入札申込みがない場合は、入札を行いません。)

## 3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、平成16年7月16日(金)までに佐賀県健康福祉本部生活衛生課に申し込んでください。

## 4 入札の参加資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。
- (2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。
- (3) 当物件は農地ですので、入札参加者は、県知事又は大和町農業委員会会長の交付した買受適格証明書が必要となります。

## 5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た金額以上を次により、入札時間までに納入してください。

- (1) 現金
- (2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は10の問い合わせ先に照会してください。)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

## 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札に關し不正な行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作出した者
- (4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの
- (7) 郵送、電信等による入札を行った者
- (8) その他入札に関する条件に違反した者

## 7 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、又はこれに關係を有する者が、共謀結託その他の不正を行ひ、又は行おうとしていると認められたとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

## 8 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、印章を持参してください。
- (2) 落札者は、契約締結時に契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。

なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。

## 9 公法上の規制等

平成16年6月7日(月)

報 公 县 賀 佐

物件番号	規制等の内容
1	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係 市街化調整区域内の土地であるため、通常の宅地開発においては、利用用途が限定されている。 2 農業振興地域の整備に関する法律（昭和55年法律第58号）関係 平成2年に農業振興地域の農用地区域から除外されている。 3 農地法（昭和27年法律第229号）関係 当該土地を農地として使用する目的で購入する場合にあっては同法第3条第1項の許可を、農地以外に転用する目的で購入する場合にあっては同法第5条第1項の許可を、それぞれ得る必要がある。 4 文化財保護法（昭和25年法律第214号）関係 埋蔵文化財包藏地「今山四本通遺跡」内の土地であるため、土木工事等のための発掘を行う際には同法第57条の2第1項の規定に基づく届出を行う必要がある。
10	入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県健康福祉本部 生活衛生課（電話0952-25-7077）

購読料 1分年118、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課平成十六年六月七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画株